

国立研究開発法人国立環境研究所配偶者同行休業に関する規程

平成 26 年 3 月 14 日 平 25 規程第 3 号

平成 27 年 3 月 13 日 一部改正

令和 4 年 9 月 30 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所職員就業規則（平 18 規程第 2 号。以下「職員就業規則」という。）第 10 条の 2 の規定に基づき、配偶者同行休業の制度を設けることにより、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）に勤務する有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって業務の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程にいう「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

2 この規程において「配偶者同行休業」とは、職員が、次の各号に掲げる事由（6 ヶ月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。

一 外国での勤務

二 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

三 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前二号に掲げるものに該当するものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として理事長が認めるもの

(配偶者同行休業の承認)

第 3 条 理事長は、職員が配偶者同行休業を請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、3 年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

2 前項の請求は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由等を記載した配偶者同行休業請求書（別紙様式）により、理事長に配偶者同行休業を開始する日の 1 箇月前までに行うものとする。

3 理事長は、配偶者同行休業の請求をした職員に対して、当該請求について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第 4 条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者

同行休業をしようとする期間が 3 年を超えない範囲内において、理事長に配偶者同行休業の期間の延長を請求することができる。

- 2 配偶者同行休業の期間の延長は、理事長が認める特別の事情がある場合を除き、1 回に限るものとする。
- 3 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の効果)

第 5 条 配偶者同行休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 配偶者同行休業に係る給与の取扱いは、国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程（平 18 規程第 10 号）で定める。

(配偶者同行休業の承認の失効等)

第 6 条 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失う。

- 2 理事長は、配偶者同行休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。
 - 一 配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなったこと
 - 二 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと
 - 三 配偶者同行休業をしている職員が、職員就業規則第 35 条第 2 項又は第 3 項の規定による就業制限を受けることとなったこと
 - 四 配偶者同行休業をしている職員が、国立研究開発法人国立環境研究所育児休業、介護休業等に関する規程（平 18 規程第 8 号）第 4 条又は第 11 条の規定による育児休業を取得することとなったこと
- 3 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。
 - 一 配偶者が死亡した場合
 - 二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
 - 三 前項第一号から第三号までに掲げる事由に該当することとなった場合
- 4 第 3 条第 3 項の規定は、前項の届出について準用する。

(職務復帰)

第 7 条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（第 6 条第 2 項第四号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

改正附則 (平成 27 年 3 月 13 日)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則 (令和 4 年 9 月 30 日)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

(別紙様式)

配偶者同行休業請求書

国立研究開発法人国立環境研究所		請求年月日	年	月	日
理事長 殿		請求者	所属 _____		
			職名 _____		
下記のとおり 配偶者同行休業 期間の延長		を請求します。	氏名 _____ (印)		
1 請求の区分					
請求に係る配偶者	氏名				
	職業				
	請求時の所属先の名称 (所在地)		()		
	外国滞在事由				
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)		()		
外国滞在事由の継続する期間		年 月 日から 年 月 日まで			
3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所)					
4 請求期間					
年 月 日から 年 月 日まで					
5 延長の期間					
年 月 日から 年 月 日まで					
既に配偶者同行休業をしている期間		年 月 日から 年 月 日まで			
6 備考					

(注) ①この請求書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。

②「3職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所)」欄は、請求時点で未定の場合には「未定」と記入し、請求期間の初日の前日までに外国滞在中の住所 (居所) を定め、届け出ること。

③「6備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容 (配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を請求する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。

④該当する□にはレ印を記入すること。

※ 決裁者記入欄

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
決裁年月日	年 月 日		
決裁欄		国立研究開発法人国立環境研究所	
		理事長 (印)	